

「テロ等準備罪処罰法案」に関する意見書（案）

現在、国会で審議している、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（いわゆる「テロ等準備罪処罰法案」）の本質は、「内心」を処罰対象とし、憲法が保障する思想及び良心の自由に対する重大な侵害につながる「共謀罪法案」である。この法案に対し、国民の不安や疑惑は広がり続けており、世論調査では8割近くが政府の説明は不十分と答え、今国会で成立させるべきではないという声が多数となっている。

法案の原案にはテロという文言すらなく、国会提出の直前につじつまを合わせるために、政府が「テロ対策」のためという口実を持ち出したという経緯がある。法案が対象とする277の犯罪に、テロと無関係のものが多く含まれていることについて、政府は審議の中でも説明できていない。

テロ対策に不可欠としていた、国際組織犯罪防止条約（T.O.C条約）加盟のためという主張は、そもそも同条約の目的がテロ対策ではなく、日本政府も、かつて同条約にテロ対策を盛り込むことに異議を唱えていたことと矛盾する。

政府は、「一般人は関係ない」、「内心を処罰するものでない」と繰り返すが、法案に歯止めが効かないことが浮き彫りになるばかりである。既に、環境保護などを訴える市民にまで不当な調査や監視を行っている警察が、「共謀罪法案」の成立により、更に大きな捜査権限を手にすることで、「国民監視社会」への道が加速する危険があることは、余りに明白である。

戦前の治安維持法により、内心の捜査に歯止めが効かなくなつた結果、労働組合員、宗教家などの多くの「一般市民」が犠牲となつたことは、我が国の痛苦の歴史からの教訓である。今回の法案は憲法に反し、近代刑法の大原則を根底から覆すものである。

また、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者ジョゼフ・カンナタチ氏が、法案について「広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と懸念を示し、法案を成立させることは正当化できないとする書簡を安倍首相に提出した。この書簡は、法案にある「組織的犯罪集団」や「準備行為」などの定義が曖昧なこと、国民のプライバシーを十分保護する仕組みがないことなどを

指摘し、説明や回答を求めるものであるが、日本政府は、真摯に答えることすらしていない。

T O C 条約の締結に必要として、「共謀罪法案」を提出しておきながら、特別報告者から異論が出されると、それには一切耳を貸そうとせず敵視する態度は、到底許されるものではなく、法案提出の前提すら崩れるものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、テロ等準備罪処罰法案を廃案とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛て